

介護老人福祉施設（ユニット） 料金表

令和4年4月1日現在

介護保険給付サービス

<個別機能訓練加算・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・看護体制加算（Ⅰ）・精神科医療養指導加算・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を含む>

介護保険利用料（1日につき）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料	7,879円	8,652円	9,499円	10,293円	11,077円
保険給付額（1割負担）	7,091円	7,786円	8,549円	9,263円	9,969円
保険給付額（2割負担）	6,303円	6,921円	7,599円	8,234円	8,861円
保険給付額（3割負担）	5,515円	6,056円	6,649円	7,205円	7,753円
利用者負担額（1割負担）	788円	866円	950円	1,030円	1,108円
利用者負担額（2割負担）	1,576円	1,731円	1,900円	2,059円	2,216円
利用者負担額（3割負担）	2,364円	2,596円	2,850円	3,088円	3,324円

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件	
外泊時費用	285円	569円	856円	病院又は診療所への入院を要した場合及び居室における外泊を認めた場合は月6日を限度として、1日につき加算されます。	
初期加算	35円	69円	104円	入所日から30日以内の期間や30日以上入院後に再入所をした場合、1日につき加算されます。	
排せつ支援加算Ⅰ（1月につき）	12円	23円	35円	排せつ支援の取組への評価、排せつに介護を要する原因を分析し、計画を作成及び評価した場合に加算されます。	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円	6円	9円	継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合、1月につき加算されます。	
療養食加算	627円	1,254円	1,881円	利用者の病状等の応じて主治医より疾患治療の食事せんに基づき療養食が提供された場合、1日につき加算されます。	
経口維持加算Ⅰ（1月につき）	464円	928円	1,392円	経口により食事を摂取できるものの摂食機能障害で誤嚥が認められた利用者が安定して経口で食事を取れる状態を維持するための取り組みを行った場合、1月につき加算されます。	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（1月につき）	46円	92円	138円	利用者の心身の状況等に関する基本的な情報を国に提出した場合に加算されます。	
安全対策体制加算（入所時に1回）	23円	46円	69円	担当者の配置による安全対策を実施する体制がある場合、入所時に1回限り加算されます。	
退所前訪問相談援助加算	532円	1,064円	1,596円	退所前1ヶ月以内に自宅等を訪問した場合、1回限り加算されます。	
退所後訪問相談援助加算	532円	1,064円	1,596円	退所後1ヶ月以内に自宅等を訪問した場合、1回限り加算されます。	
退所時相談援助加算	462円	924円	1,386円	退所日から2週間以内に情報提供をした場合、1回限り加算されます。	
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	84円	168円	251円	医師が終末期にあると判断した利用者について、医師・看護師・介護職員等が協働して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合、死亡日に加算されます。
	死亡日以前4日以上30日以下	167円	333円	499円	
	死亡日の前日及び前々日	786円	1,572円	2,358円	
	死亡日	1,479円	2,958円	4,436円	

介護保険給付外サービス

食費負担額（1日につき）	被保険第1段階	300円
	被保険第2段階	390円
	被保険第3段階①	650円
	被保険第3段階②	1,360円
	被保険第4段階	1,600円
居住費負担額（1日につき）	被保険第1段階	820円
	被保険第2段階	820円
	被保険第3段階	1,310円
	被保険第4段階	2,950円
特別な居室料（1日につき） 注）1	個室A	380円
	個室B	330円
理美容料	実費（カット1,500円 パーマ2,000円） / 1回	
特別な行事・旅行参加料	実費（その都度で料金を設定します） / 1回	
預かり金 貴重品管理料	小口現金管理料	1,000円 / 1ヶ月
	預金通帳管理料	1,000円 / 1ヶ月
	貸金庫貸与料	1,000円 / 1ヶ月
電気代（基準電気料より使用量が多い場合）	実費（電気メーターにより請求いたします）	
各種証明書作成料	サービス提供証明書	300円 / 1枚
	その他の証明書	2,000円 / 1枚

注1）ウォシュレットトイレ付きのお部屋です。居室の日照によって料金が異なります。

*食費・居住費について、利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は負担が軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」のご提示が必要となります。